

スクールソーシャルワーカー 活用事業に係るガイドライン



島根県教育庁教育指導課

1. 趣旨

(1) スクールソーシャルワーカー（以下SSW）導入の背景

不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、虐待等の背景には、児童生徒の心理的な課題とともに、家庭、友人関係、学校、地域など児童生徒の置かれている環境に課題がある事案も多い。その環境の課題は、様々な要因が複雑に絡み合い、特に、学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関等と連携して対応することが求められており、福祉の専門家であるSSWの役割に大きな期待が寄せられている。

(2) SSW導入のねらい

ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論から、問題を個人と環境の折り合いが良くない状態として捉え、その状態解消のため、個人の環境への適応力を高める支援と、環境に働き掛けて問題を解決できるように調整する援助を行っていくものであり、スクールソーシャルワークは、それを学校等の教育現場を基盤として行うものである。SSWは児童生徒のニーズを把握し、個人に働き掛けるだけではなく、学校組織など仕組みにも働き掛け、家庭の生活環境等や、個人と環境との関係性にも働き掛ける視点を持つということが求められる。SSWの活動目標は、児童生徒の一人一人のQOL（Quality Of Life:生活の質）の向上とそれを支える学校・地域をつくることである。その達成のためには、教育現場及び家庭環境の安心・安全の向上の2つが果たされなければならない。

※ソーシャルワークとは人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入することをいう。

2. SSWの職務内容

SSWが行う援助の考え方は、SSWが面接や家庭訪問を行ったり、自ら関係機関等とつなぐ等の児童生徒や家庭を支援する直接的な援助と、児童生徒や家庭が課題解決していけるよう、学校に対し、支援体制づくりや専門的な助言、関係機関等との連携の仲介をするという間接的な援助に分けられる。

直接的な援助と間接的な援助の双方を効果的に行うことが重要である。

(1) 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、貧困、虐待等課題を抱える児童生徒と児童生徒がおかれた環境への働き掛け（個人＝ミクロへのアプローチ）

- ・不登校、いじめや暴力行為等問題行動、貧困、虐待等課題を抱える児童生徒の家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働き掛け・児童生徒との面接や家庭訪問等の相談支援活動（アウトリーチ、アドボケイト、グループワークなどの技術を使用）

※アウトリーチ：ソーシャルワークや福祉サービスの一般的実施機関が、福祉対象者を待ち受けるのではなく出向いて福祉サービス等の利用を実現させるような取組。

※アドボケイト：権利表明が困難な児童生徒など、本来個々人がもつ権利をさまざまな理由で行

使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援する機能をアドボカシー、代弁・擁護者をアドボケイトと呼ぶ。

- ・児童生徒への相談活動等に関する情報収集・提供、ソーシャルワーク理論に基づくアセスメント（見立て）及びプランニング（手立て）

※アセスメント（見立て）：解決すべき問題や課題のある事例（事象）の家族や地域、関係者などの情報から、その児童生徒のストレンクス（強み）やそのような状態に至った背景について探ること。

※プランニング（手立て）：アセスメントに基づいて、ケースに応じた目標と計画を立てること。

目標には、長期目標と短期目標があり、長期目標においては長期的な視点に立って、児童生徒のより望ましい状況を設定することになる。短期目標においては、長期目標を踏まえ、すぐにでも具体的に取り組めるような目標を設定することになる。短期目標は、プラン実行のイメージが具体的に持てること、その達成に向けて、一つ一つの内容とそれぞれの役割分担を具体的に決めていくことが大切である。

- ・保護者、教職員等への関係機関や地域の社会資源に関する情報提供又は紹介等
- ・保護者と教職員の間での調整、橋渡し
- ・保護者、教職員等への相談援助

（2）学校内におけるチーム支援体制の構築、支援（学校組織＝メゾへのアプローチ）・複数の視点で検討できるケース会議とするための事前調整やケースのアセスメント（見立て）及び、課題解決のプランニング（手立て）への支援

- ・社会福祉等の専門的視点に基づく具体的支援に向けてのコンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）
- ・校内支援チーム体制づくりの支援活動
- ・学校現場での有用な支援方法やソーシャルワークに関する知識・技術に関する研修

※ケース会議：事例検討会やケースカンファレンスともいわれ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法。ただし、事例の状況報告だけでは効果のあるものにならない。

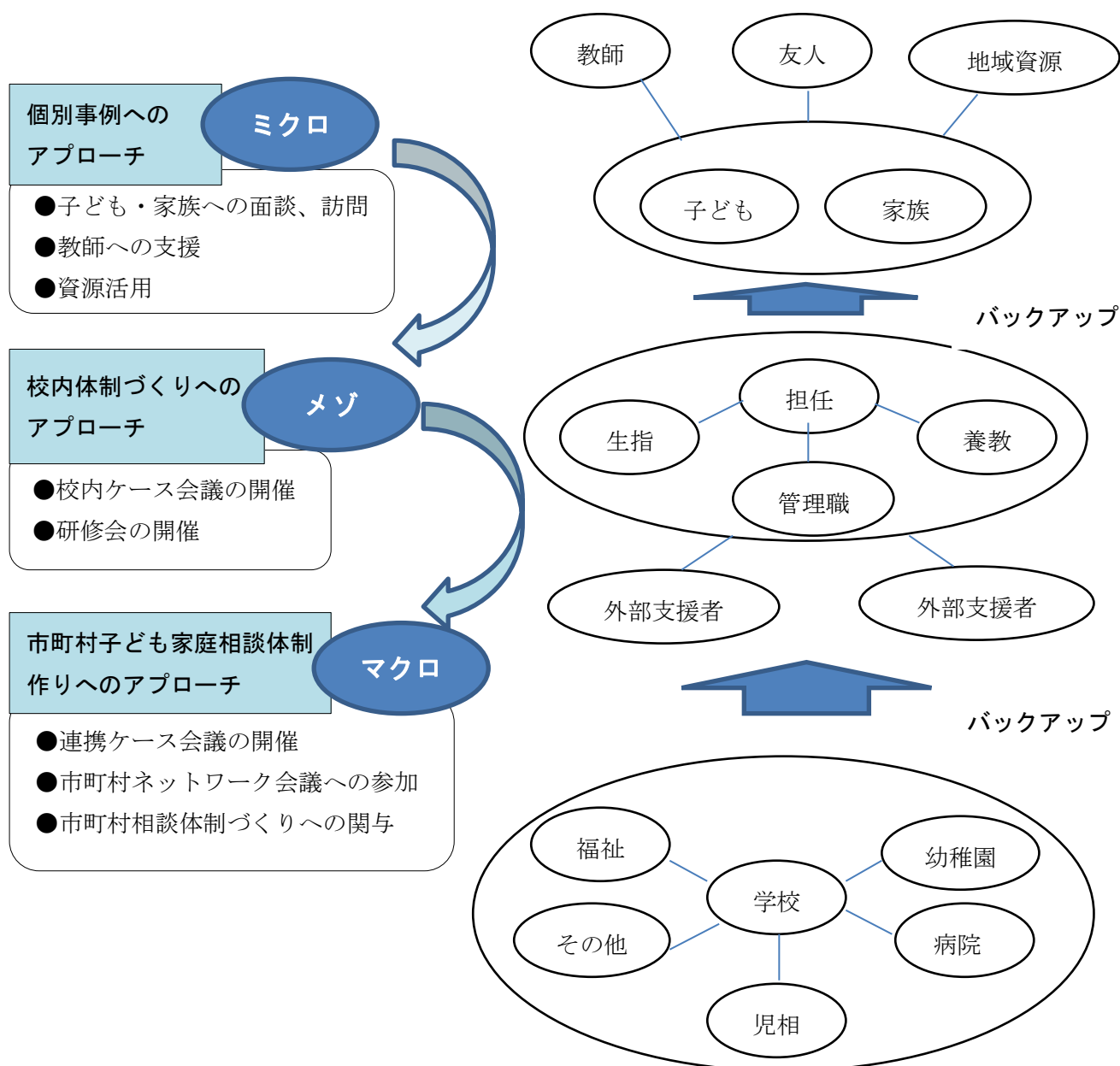
（3）関係機関とのネットワークの構築、連携・調整（自治体の体制＝マクロへのアプローチ）

- ・教育委員会への個別事案の報告、連絡、相談等
- ・児童生徒及び家庭環境等に関する情報を基に、関係機関と連携した学校支援体制の構築等
- ・関係機関への訪問、電話による情報交換、打合せ
- ・教育委員会と相談して学校や自治体のネットワーク体制づくり等

(4) 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子どもの貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助

- ・いじめ防止に積極的に関わるとともに、いじめた児童生徒やいじめられた児童生徒に関するアセスメント（見立て）及びプランニング（手立て）により、いじめの解消や再発防止を支援
- ・当該児童生徒だけではなく、その保護者同士や教員同士、保護者と学校にも対立構造が予想され、保護者会や学校のチーム会議などを開催支援
- ・いじめ防止対策推進法第22条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」一員として、同法に基づく対応を支援
- ・ケース会議等を踏まえた、不登校、問題行動、子どもの貧困、虐待、災害、突発的な事件・事故の当事者となった児童生徒に対する関係機関との連携支援

◎スクールソーシャルワークにおけるマイクロ・メゾ・マクロ実践



3. S S Wの効果的な活用のために

(1) スクールカウンセラー（以下S C）との連携

S Cは、カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家であるのに対し、S S Wは、法律や制度を理解した上でソーシャルワークの技法を用いて、児童生徒と取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家である。

それぞれの活動領域だけで集められる情報には限りがある。そのため、支援が必要となる個々の児童生徒に対して課題に応じた的確な対応を行うには、ケース会議や教育相談コーディネーター等を通じ、それぞれの活動領域以外の情報も共有し、連携して対応することが必要となる。

(2) S S Wの配置形態

S S Wは、学校の状況や地域における関係機関の設置状況等を考慮して、効果的な支援が実施できる形態を選択して配置する。配置形態の例としては以下のものがある。勤務時間についても、一律に定めるのではなく、学校や地域単位で勤務時間を考えるなど、学校や地域の実情に応じて柔軟に設定する。

- ①派遣方式：S S Wを教育委員会に配置し、学校からの要請に応じて派遣する。
- ②巡回方式：S S Wを教育委員会に配置し、複数校を定期的に巡回する。
- ③単独校配置方式：特定の学校にS S Wを配置する。
- ④拠点校配置方式：S S Wを拠点校に配置し、近隣校を巡回する。

○それぞれのメリット、デメリット

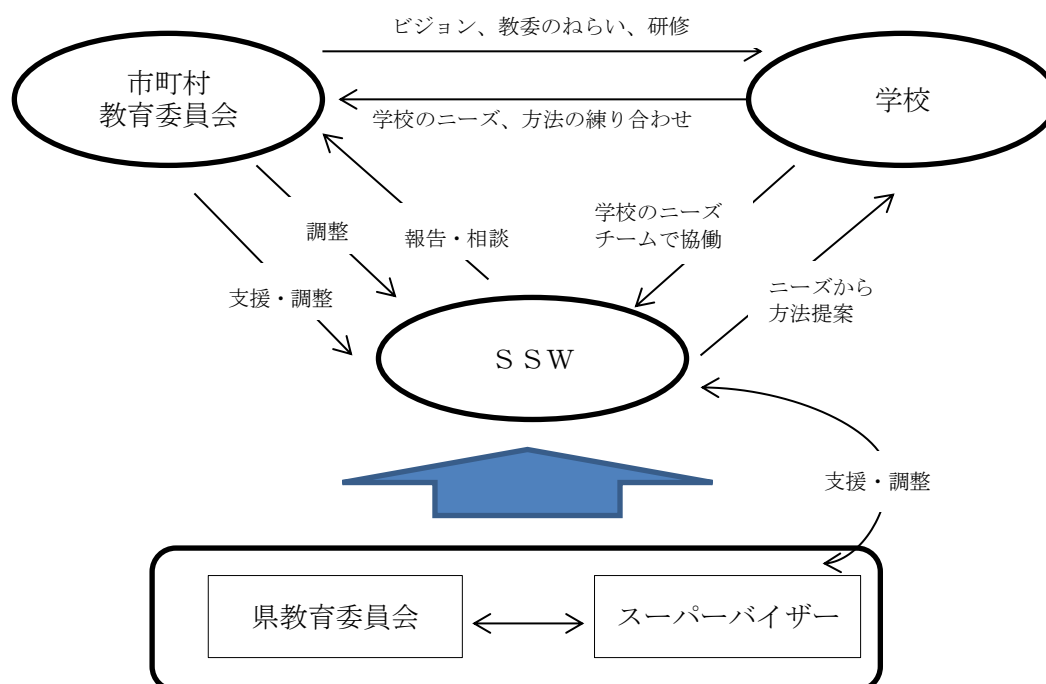
	教育委員会配置型（①、②）	学校配置型（③、④）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの学校を効率的に支援できる（力量のあるS S Wが多くの学校、ケースの支援に当たれる。）。 ・学校への間接的な支援が中心となり、学校主体の支援体制や教育相談体制の構築に有効である。 ・多くの学校を支援することで学校支援体制の統一化が期待できる。 ・行政のネットワークに参加しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や保護者がSSWに直接相談を行うことができる。 ・教職員や保護者との信頼関係を構築しやすい。 ・学校の抱える課題、支援ニーズを適切に把握できる。 ・個別ケースの対応を継続的に行うことができる。 ・多様な情報が得やすい。 ・学校内のチーム支援体制の構築が行いやすい。 ・迅速に支援を行いやすい。 ・P T A等地域を視野に入れた支援が行いやすい。

		<ul style="list-style-type: none"> ・気になる事例のピックアップなど発見に直接関わることができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員や保護者との信頼関係を構築しにくい。 ・学校が抱える課題、支援ニーズへの把握が十分でないまま対応することもある。 ・ケースへの関与が限定的で、直接的な援助を望む場合、十分な対応ができない。 ・緊急支援に迅速に対応できない。 ・短期間で適切な見立てと援助が求められる。 ・学校側の理解が不十分な場合、必要な相談依頼がSSWに届かない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応できる学校、ケースが限定的で、その面からは非効率である。 ・学校側の理解が不十分な場合などは、SSWに個別ケースの対応を依存してしまうことや必要な相談依頼がSSWに届かないこともある。 ・SSWの力量によって学校ごとの支援に差が生まれる。

(3) 教育委員会における支援体制

以下の図にあるように各役割を明確にする。

- ①県：事業全体の企画、事業管理、情報提供、市町村支援、学校支援（設置者として）
- ②市町村：具体的実施の管理、計画の策定と実施、学校支援等、連携体制づくり
- ③学校：SSWの活用、教育相談コーディネーターを中心とした校内体制づくり（SSW活用に向けて）、SSWに対する理解推進



① S S Wの役割等の周知と関係機関との連携体制づくり

【県教育委員会及び市町村教育委員会】

S S Wの専門性を活かすために、県教育委員会及び、市町村教育委員会が、学校、関係機関等にS S Wの役割などについて周知していくことが必要である。そのため、校長研修、教頭研修、生徒指導主事研修など様々な研修において、周知し、特に、管理職等がS S Wの存在意義等について、理解することが重要である。

② スーパービジョン体制の整備【県教育委員会】

S S Wの職務及び勤務形態が特殊であるため、S S Wが同じ専門職であるS S Wから助言・指導を受けることができない場合がある。そのため教育委員会は、必要に応じて、S S Wが同じ専門職であるスーパーバイザー等に相談し、自分の見立ての妥当性等について示唆を受けることができるスーパービジョンの体制を整える必要がある。スーパーバイザーには、見立てと手立てに関して指導ができ、ソーシャルワークに関して専門的知識と経験を有している者を充てることが望ましい。また、市町村教育委員会や学校の状況を把握し、S S Wの専門性を活かした教育相談が行われるよう、市町村教育委員会や学校の状況を把握し、必要に応じ改善に向けて教育委員会やS S Wに対し助言・指導を行うことが望ましい。

なお、スーパーバイザーは、社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者であり、一定のS S Wとしての在職年数と社会福祉士・精神保健福祉士におけるスーパーバイザーの認定講習等の受講により、スーパービジョンを行うことのできる者が望ましい。

※スーパービジョン：援助者の専門的実践についての指導・調整・教育・評価する立場にある機関の管理運営責任を持つ職員や熟練したソーシャルワーカーが行うもので、スーパーバイジー（スーパービジョンを受ける人）との信頼関係を基底にその人の業務及びソーシャルワーク実践を管理し、教育し、支持することによって専門職としての熟成を図ること

③ 緊急支援が必要な場合の対応について【県教育委員会及び市町村教育委員会】

あらかじめ、担当指導主事、S S W等で構成するサポートチームを編成し、緊急事態等学校だけでは対応が困難な事案が生じた場合、学校を支援するため派遣する等緊急事態が生じた場合に学校をどのように支援又は対応するかを明確にしておくことが必要である。

④ S S Wの研修の在り方について【県教育委員会及び市町村教育委員会】

S S Wは、様々な事案に対して的確に対応していくために、常にその資質・能力の向上を目指す必要がある。そのため、教育委員会は計画的・組織的に研修会を実施したり、社会福祉士会・精神保健福祉士協会等の職能団体が開催する研修会や事例検討会への参加を支援したりする必要がある。教育相談体制を円滑に機能させる

ために、SC、SSW、教職員など関係者を一堂に会したケース会議のシミュレーション研修や実際のケース会議を校内でオープンに行うなども有効である。

また、県教育委員会は、市町村教育委員会に対してSSWの役割や活用方法を周知徹底できる研修会を行う必要がある。

さらに市町村教育委員会は、校長会、教頭会、生徒指導担当者会、養護教諭の会、教育相談コーディネーター連絡会などでSSWの役割や活用方法を周知徹底することが望ましい。

福祉関係機関	児童相談所、福祉事務所、自立相談支援機関、要保護児童対策地域協議会の所管部署、児童家庭支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、放課後児童クラブ、児童館、保育所、児童福祉サービス等事業所（放課後等デイサービス等）、発達障害者支援センター等
保健医療関係機関	保健センター、保健所、精神保健福祉センター、病院
刑事司法関係機関	警察署（生活安全課等）、少年サポートセンター、家庭裁判所、少年院、少年鑑別所、保護観察所、日本司法支援センター（法テラス）、スクールサポーター、保護司、少年警察ボランティア
教育関係機関	教育支援センター（適応指導教室）、教育相談室、民間教育団体、民間教育施設、転出入元・先の学校、幼稚園
団体	社会福祉士会、精神保健福祉士協会
教育委員会内	家庭教育支援チーム（支援員）、土曜学校など学習支援、地域学校協働本部の地域コーディネーター、学校ボランティア、近隣の小・中学校等

⑤関係機関との連携【県教育委員会及び市町村教育委員会】

SSWを効果的に活用するためには、地域の関係機関や人材を十分に把握し、各機関と日頃から連携を図るなどしてネットワークを構築しておくことが重要である。その際には、関係機関の専門性・役割をしっかりと理解することが必要である。主な関係機関の例は以下のとおりである。

⑥連絡会議の開催【県教育委員会及び市町村教育委員会】

教育委員会は、SSWの効果的な活用を促進するため関係者を参集し、策定したビジョンを示すとともに、SSWの活用、SSWの支援方法等について、研究協議や情報交換を行う連絡会議を開催することが重要である。

特に、市町村教育委員会においては、管轄の学校における教育相談の状況を把握するとともに、関係機関と連携した効果的で迅速な支援につなげ、市町村内の児童

生徒の状況や、具体的な事案における連携体制について共通認識を図るため、学校関係者、SSW、SC、福祉部署関係者を対象とした連絡会議を開催することが望ましい。

(4) 学校における体制づくり

①校長の役割

校長は、学校の教育目標を示し、学校の目指す方向や学校が抱える課題を明確にすることが必要である。このビジョンを実効性のあるものとするため、教育相談コーディネーター、生徒指導主任・主事、養護教諭等の役割を明確化しておくことも必要である。

ア 教職員全体の共通理解

学校によっては、課題の解決や個別の支援をSSWに委ねてしまうことや学校内の教職員間の協働が不十分で、ケース会議の開催が困難なこともある。そのため、教育委員会において策定されたビジョンを基に、SSWの配置のねらいや専門性、役割等について全ての教職員が理解し、学校長のリーダーシップの下、教育相談体制を整備・充実させることが重要である。それによって、教職員が日々の取組の中で抱く気付きや疑問を教職員間で共有できる環境が整えられ、SSWが学校において機能していくための下地がつけられる。

イ 教育相談コーディネーターとなる教員の位置付けと役割

教育相談コーディネーターは、学校全体の児童生徒の状況を把握し、関係教職員や関係機関等と連絡調整を図るなど、児童生徒の抱える問題解決に向けて調整することが求められる。これらの機能的な教育相談体制を構築するためには、中核となる教職員を位置付けることが必要である。

校務分掌においてもその旨を明確にすることが重要である。なお、十分な連携の時間を確保する観点から、教育相談コーディネーターを担当する教員については、(学校の実情に応じ)授業の持ち時数の考慮、学級担任以外の教職員とするなどの配慮が必要である。教育相談コーディネーターの担う主な職務としては以下の内容が考えられる。

教育相談コーディネーターの担う主な職務としては以下の内容が考えられる。

1	SC、SSWの周知と相談受付	児童生徒やその保護者にSC、SSWの周知を図り、相談の受付をする。相談の申込みの有無にかかわらず、実情に応じて、教育相談コーディネーターが積極的にアプローチしていくことも重要である。
---	----------------	---

2	気になる事例の把握、検討するための会議（スクリーニング会議）の開催	各教員から気になる事例が報告されるように工夫し、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導、SC、SSWなどのメンバーと共に事例の把握、第一的な方向性決定を行う。
3	SC、SSWとの連絡調整	児童生徒の抱える問題に応じて、SC及びSSWも参画し、学校としての対応方針をまとめ、効果的な支援が行えるように調整する。SC及びSSWの双方の支援が必要な場合には、学校の窓口として、両者間の業務調整などを行う。
4	相談活動に関するスケジュール等の計画・立案	教職員や保護者からの相談を受け、SC、SSWの勤務状況を鑑み、適切に相談計画を立案する。
5	児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握	児童生徒や保護者、教職員が問題・課題をどのように捉えているか、現状についてどのように考え、今後どのようにしたいのかを把握する。
6	個別記録等の情報管理	個人情報の保護等に配慮した記録の集約と管理を行う。
7	ケース会議の実施	児童生徒の抱える問題に応じて、学年でのケース会議、校内全体でのケース会議、関係機関を含めたケース会議などの開催を企画する。
8	校内研修の実施	SC、SSWの役割や、学校としての活用方針等を研修会場の場などを利用して、全教職員で共通理解できるようにする。また、必要に応じ、関係機関との合同研修会を企画するなど、普段から関係機関と情報交換を行えるようにすることも重要である。

ウ SSWの校内体制への位置付け

SSWが、事後対応だけでなく、予防的・未然防止としての対応を行うためにも、校長は、校内の生徒指導に関する会議（生徒指導委員会、教育相談部会、いじめ・不登校対策委員会等）に出席を要請し、SSWも含めたチームで支援できる体制を作り、組織的な対応が図れるようにする。

エ 緊急支援が必要な場合の対応について

突発的な事件・事故、自然災害への対応において、SSWも加わり支援を行うことも検討する必要がある。校長が要請する教育委員会等からの緊急支援チームが当該事案に対応する際には、学校が緊急支援チームから受けた情報提供や助言をSSWと共有しながら支援を行う。

オ 活動環境の整備

S S Wが教職員とコミュニケーションが図れるよう職員室に席を設けることも重要である。また、様々な通信手段の確保等迅速かつ効果的に職務遂行できる活動環境を整備するとともに、学外の者に対し学校組織の一員であること、守秘義務を負っていることを記載した職員証等を交付するといった配慮が必要である。

カ 学校種間の連携

児童生徒の育ちを継続して支援していくためには、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の異なる学校種間において、切れ目のない支援をすることが重要であることから、学校種間で情報を共有し、児童生徒への理解を深めるとともに、有効な支援を引き継ぎ、更に発展させる必要がある。

また、児童生徒の転出入に際しても学校間の情報共有が必要である。その際、個人情報保護に関する法令等を遵守し、情報提供に関して、児童生徒本人やその保護者から同意を得るように努める必要がある。

キ 保護者等への周知

学年便り、ホームページ等で広く保護者や地域の方々にS S Wを紹介・周知するとともに、保護者会やP T A総会などの場を利用してS S Wを紹介し、その役割や仕事の内容を説明することが必要である。

②生徒指導主任・主事や養護教諭との連携

生徒指導主任・主事は、S S Wと校内の教育相談・生徒指導体制の充実を図るための協議や情報交換を行う機会を定期的に設定することが望ましい。また、養護教諭は、児童生徒の発達や健康状況を多面的に把握し、S S Wと情報交換や連携を積極的に行う。気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の構成員となり、ともに児童生徒の課題を共有することが望ましい。

③教職員（担任等）との連携

個別相談を行ったS S Wとその児童生徒の担任や関係教職員が情報交換を行えるような関係性を構築しておく必要がある。また、教職員とS S Wが関わる場を意図的に設定することにより、日常的な連携が図れるようにすることが望ましい。

3. S S Wの業務遂行に当たって配慮すべき事項

(1) 守秘義務について

S S Wは、県教育委員会においては、スクールソーシャルワーカーの労働条件に基づく守秘義務が課せられることとなる。市町村教育委員会においては、各市町村が定める倫理綱領や行動規準等を順守することが必要となる。

ただし、S S Wが職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する指導や支援

を行うために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、学校に報告することが必要である。

そのため、地方公共団体は、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格法（秘密保持義務、誠実義務など）並びに、それぞれの職能団体で定める倫理綱領を理解した上で教職員とのバランス及び組織的対応とのバランスを考慮し、適切に守秘義務を課す必要がある。

（２）情報共有について

S S Wは、児童生徒の支援のための活動記録を作成するとともに、その記録した情報を学校と共有する必要がある。また、関係機関と共有が必要な情報については、児童生徒本人や保護者の了解を得ることを原則とし、困難な場合は要保護児童地域対策協議会等を活用する等の配慮を行うことが重要である。

（３）家庭訪問の方法について

児童生徒や保護者等の状況によっては家庭訪問を行うことも有効である。ただし、その際は、保護者等に問い詰めたり、責めたりすることなく、話をしっかり聞こうとする姿勢で行い、信頼関係を築くことが重要である。

なお、家庭訪問に際して、S Cが対応するのか、S S Wが対応するのか、学級担任や関係機関職員等と同行するのか、といった体制については、児童生徒や保護者の状況や児童生徒及び保護者との関係性等個別の事案に応じスクリーニング会議又はケース会議等において検討し、校長が判断する必要がある。

（４）児童虐待に係る通告

児童虐待に係る対応に当たっては、支援を行って行く中で、虐待事案であると確証が得られた場合のみならず、虐待である確証が得られない状況であったとしても、主観的に虐待があったと思われる場合は、市町村又は児童相談所等への通告義務が生じる。